

休業や営業時間短縮等の要請に応じる飲食店への協力支援金について

1 要請の趣旨

札幌市内の感染状況は、感染力が強い変異株による感染が全市に拡大し、新規感染者数が急激に増加、それとともに入院患者数も増加し病床使用率は実質 90%を超えるなど、感染爆発ともいえる危機的な状況にある。そこで、より一層の感染拡大の抑え込みを図るため、5月16日以降は、北海道の緊急事態宣言措置の適用に基づき、知事が市内全飲食店に対し、休業や営業時間短縮等を要請するもの。

2 要請の概要

(1) 要請期間

○令和3年5月16日(日)から令和3年5月31日(月)まで (16日間)

(2) 対象施設 札幌市内の飲食店・カラオケ店・結婚式場

(3) 要請内容

○休業・営業時間短縮

対象	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 (酒類とカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く)	休業
酒類とカラオケ設備のいずれも提供しない飲食店等	営業時間短縮 (午前5時から午後8時)

○業種別ガイドラインの遵守

○都道府県知事が定める事項 (アクリル板の設置や入店者へのマスク着用の周知等)

(4) 協力支援金

○支援金額/1店舗1日当たり

▶ 中小企業⇒4万円から10万円

(前年度または前々年度売上高の4割をもとに計算)

▶ 大企業 ⇒上限20万円

(前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算)

※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可

○支援金対象期間

令和3年5月16日(日)から令和3年5月31日(月)まで

※原則、5月12日(水)から5月31日(月)の全期間を通して要請に応じていただくことが必要

(参考)「まん延防止等重点措置」における営業時間短縮等の要請内容 (5月12日から15日)

営業時間：午前5時から午後8時、酒類提供：終日自粛

公園の運動施設等の利用中止について

1 趣旨

緊急事態宣言発令を受け、一層の感染防止に努めるため、公園等に設置する屋外施設（野球場、テニスコート、パークゴルフ場等）を原則利用中止とする。

2 期間

令和3年5月16日（日）から令和3年5月31日（月）まで（予定）

※準備ができ次第順次対応

3 周知について

ホームページの掲載や現場への看板設置などにより、可能な限り利用者へ周知を行う。